

平成 2 9 年第 3 回

美里町農業委員会定例総会議事録

第3回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成29年3月24日(金)午後1時31分から午後3時50分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(20名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
7番 高橋 繁廣	8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一
10番 大崎 幸信	11番 福田 なほ子	12番 柴山 真二
13番 小野 保裕	14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一
16番 鈴木 幸博	17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一
19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光	

欠席委員(なし)

4 報告事項

- 1 農家相談日について
- 2 使用貸借権の合意解約による通知について
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
- 4 利用権設定の合意解約による通知について

5 議事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
- 第4号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第6号議案 美里町長の権限に属する委任事務の返戻について
- 第7号議案 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について
- 第8号議案 農業者年金加入推進活動謝礼金交付要領について

6 その他連絡・報告事項

1. 平成29年3月事業報告について
2. 平成29年4月事業予定について

3 . その他

7 職務代理 閉会挨拶

8 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 吉則

事務次長 菊地 和則

9 会議の概要

事務局

ただいまから平成29年第3回美里町農業委員会総会を開会いたします。
開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

(挨拶内容省略)

事務局

ありがとうございました。
議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、
会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願
いいたします。

議長

それでは、これより第3回美里町農業委員会総会を開催します。

議長

本日の出席委員は20名全員であります。農業委員会に関する法律第27
条3項の規定を満たしておりますので総会は成立しております。

議長

議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により
議長より2名を指名いたします。10番大崎幸信委員、11番福田なほ子委
員のお二人をお願いいたします。

議長

続きまして、次第の4番、報告事項に入ります。
農家相談日について。
3月6日と3月21日の2日間開催しております。担当委員の方に報告を
お願いいたします。

各担当委員

報告事項1(3月6日)について議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ご苦労さまでございました。
続きまして、3月21日の相談日について報告いただきます。

各担当委員

報告事項2(3月21日)について議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ご苦労さまでございました。
続きまして、報告事項の2番です。使用貸借権の合意解約による通知につ

いて、3、農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）、4、利用権設定の合意解約による通知について、事務局より一括で報告を願います。

事務局

報告事項2、3、4について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

報告事項の1番から報告事項4、利用権設定の合意解約による通知まで報告をいただきましたが、不明な点があれば、再度、説明をいただきます。ありませんか。

議長

ないということによろしいですか。

（はいという声あり）

議長

それでは、次第の5番議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。事務局より説明願います。

また、農地法3条の許可申請についてもあわせて説明願います。

事務局

第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

説明が終了しましたので、第1号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

（なしという声あり）

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

（委員全員の挙手を確認）

議長

全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり許可といたします。

議長 続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 事務局の説明が終了いたしましたので、第2号議案について審議に入ります。

初めに、議案番号89番、115番を除いた28議案について審議をいたします。質疑ありませんか。19番大友委員。

大友委員 最初、議案番号111番につきまして質問します。他の農用地利用集積計画については売買の所有権移転がほとんどですが、議案番号110番との交換の所有権移転となっていると思いますが、どのような経過でこのようになったのか、もう少し詳しく説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長 事務局、答弁願います。

事務局 19番大友委員の質問にお答えいたします。経過を詳しく説明して頂きたいのですが、なぜ議案番号110番で さんが譲渡人なのに、議案番号111番では譲受人なのかということだと思いましたが、それは相手方が認定農業者である さんだからです。交換の場合、相手が認定農業者の場合はできるとされています。昔から農業委員をされている方は記憶にあると思いますが、このようなケースの場合、片や**農業経営基盤強化促進法**、片や農地法という手続をされていたかと思えます。現在ではこのようなケースの場合はどちらも基盤法でできると**されており**、また嘱託登記の対象になるということがわかりましたので、今回基盤法による受付をいたしました。

大友委員 交換の相手が認定農業者であればということですね。

事務局 認定農業者、あるいは美里町だけの制度であるあっせん台帳搭載者であればできます。今回のケースは、圃場整備の担い手への集積関係が原因であります。

議長 そのほかございませんか。5番伊藤委員。

伊藤（恵）委員 素朴な質問で申しわけないんですけども、議案95番ですが さんの売買の対価が10万円になっていまして、議案96番では面積が1,716平方メートルと95番より面積が多いのに総額10万円、同じ人が購入しているのに、なぜそうなったのですか。それとも何か理由があるんでしょうか。別に問題ないんですか。

議長 譲受人が同じで、面積が違うのに金額が同じかということ。

伊藤（恵）委員 そうですね、面積が違うのに。単純な質問ですみません。

議長 事務局、答弁願います。

事務局 それでは、5番伊藤恵子委員の質問にお答えいたします。ご質問の件でございますけれども、番号96の案件では10万になっているのはなぜかという件ですが、96番につきましては、当初、譲渡人の方が、農地はもう不要なので無償で提供するから貰いうけてくれないか、という経過がありました。

さんとしては、ただより高いものはないということがありましたので、ほぼ同じ時期に決定した95番と同じような金額でということで金額が折り合いついたということでございます。以上でございます。

議長 5番伊藤委員、よろしいですか。

そのほか、18番高橋委員。

高橋（建）委員 そうした場合、税金はどのように違ってきますか。もらってくださいという譲渡人の方ですか、10万円も収入として入ってくるということになるんですけど、その場合、無償提供と有償提供について、税率はどうなっていくんですかね。お願いします。

議長 休憩をします。（14：16）

議長 それでは、再開をいたします。（14：18）

ただいま 18 番高橋委員の質問に対して、事務局、答弁願います。

事務局

それでは、18 番高橋委員の質問にお答えします。

この 96 番の件ですが、やりとりの中では無償譲渡でもいいみたいな話があった上で 10 万円という金額になったのですが、この 10 万円について、仮定の話になりますが、無償譲渡だった場合は贈与という位置づけになります。その場合は農地法の手続きとなります。贈与の場合、一般贈与は 110 万円の控除の範囲内ですので税額はでないということになります。もし 110 万円を超えればそれなりの税額は出ますけども、110 万円未満ですので、しかも 10 万円ですので税金はかからないということです。

もう一つは基盤法の関係ですけども、基盤法だと 800 万円の控除までありますので譲渡所得の税金はかかりません。ただ、買い手の さんとしては、無償で貰うというわけにはいかないというようなやりとりがあったという経過でございます。以上でございます。

議長

18 番高橋委員、よろしいですか。

(はいという声あり)

議長

そのほか質疑ありませんか。

ないようでございますので、採決に入ります。

議案番号 89 番、85 番の 2 議案を除いた 28 議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

続きまして、議案番号 89 番について審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律 31 条により 3 番遊佐恭一委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(14:21)

議長

再開します。(14:21)

議長

議案番号 89 番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号 89 番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。(14:21)

議長

再開します。(14:21)

議長

続きまして、議案番号 115 番について審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律 31 条により 20 番渡邊が退席します。

休憩後は、19 番大友議長代理と議長を交代して審議をいたしますので、よろしく願いいたします。

議長

休憩します。(14:22)

議長代理

再開します。(14:23)

議長代理

議案番号 115 番について審議をいたします。質疑ございませんか。

(なしという声あり)

議長代理

質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号 115 番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長代理	全員賛成と認めます。
議長代理	休憩します。(14:23) 休憩の後、渡邊会長と交代いたします。
議長	再開します。(14:24)
議長	議長、19番大友職務代理者と交代をいたしました。 それでは、第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、30議案 全て賛成ですので、原案のとおり、許可とし、町長に報告をいたします。
議長	続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条 第3項による意見についてを議題といたします。 事務局より説明願います。
事務局	第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。
議長	事務局の説明が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありません か。 (なしという声あり)
議長	質疑なしと認め、採決に入ります。 第3号議案について賛成の方の挙手を求めます。 (委員全員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。
議長	第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による 意見については、原案のとおり各自意見を付して農地中間管理機構へ進達を いたします。
議長	続きまして、第4号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意

見決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、3月11日に実施した農地保全委員会による現地確認調査結果について、我妻農地保全委員長より報告願います。

我妻農地保全委員長

番号1について、現地は二郷地区の に位置しております。転用目的は太陽光ソーラーシステムの設置でございます。農地区分については第2種農地で、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明と保全委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第4号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第4号議案は許可相当と意見を付して、宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第5号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 事務局の説明が終了し、3月16日に実施しました農地保全委員会による現地確認調査結果について、我妻保全委員長より報告を願います。

我妻農地保全委員長 番号8について、現地は北浦地区の に位置しており、転用目的は物置と駐車場です。農地区分については第3種農地であり、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。

議長 事務局の説明と保全委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。
第5号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。第5号議案は許可相当と意見を付して、宮城県知事に進達をいたします。

議長 ここで休憩をいたします。45分まで休憩といたします。(14:35)

議長 それでは、再開いたします。(14:45)

議長 第6号議案、美里町長の権限に属する委任事務の返戻についてを議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 第6号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 事務局の説明が終了いたしました。第6号議案について審議に入ります。質疑ありませんか。18番高橋委員。

高橋（建）委員 これに関してはちょっとお聞きしてみたいと思います。
農業委員会としては、議案の中にもあるように、あっせん台帳名簿登載者
ということなんかあるんですけど、その点なんかはどうなっていますかね。

議長 事務局、答弁願います。

事務局 18番高橋委員の質問にお答えします。この第6号議案における農業経営基盤強化促進法の第12条第4項、これは認定農業者だけを指すものでございます。
それで、美里町として**農業経営基盤強化促進法**、いわゆる基盤法を使える担い手として認定農業者と、あっせん台帳登載者というのがございますけれども、あっせん台帳登載者につきましては、厳密には基盤法という担い手ではないのですが、美里町として認定農業者に準ずる担い手という位置づけをしているものですから、そのあっせん台帳登載者につきましては、従来どおり申請があれば受付します。認定農業者の受け付けについては今後、農業委員会では実施せず、町長部局に戻すということになります。そういった中で、あっせん台帳登載者につきましては、従来どおりの扱いとする予定でございます。

議長 高橋委員、よろしいですか。

高橋（建）委員 この前開催された農地対策委員会では、2015年の農業センサスに基づいてあっせん台帳搭載者についても話し合われましたが、あっせん台帳登載者の面積なんかはどのようになったのでしょうか。面積要件や基準について説明願います。

議長 事務局、答弁願います。

事務局 あっせん台帳登載者の基準ということですが、実は農政対策委員会でも話は出されまして、確かに従来どおりの考えで運用していくことにすると、一人あたり7ヘクタール近い規模になってしまいます。それで、農政対策委員会の中では、引き続き従来どおり**2.44**ヘクタールは動かさないで運用しようという話になりました。

議長 高橋（建）委員、よろしいですか。

（はいという声あり）

議長 そのほかございませんか。

（なしという声あり）

議長 なければ、採決に入ってよろしいですか。

（はいという声あり）

議長 それでは、第6号議案、美里町長の権限に属する委任事務の返戻について賛成の方の挙手を求めます。

（委員全員の挙手を確認）

議長 全員賛成と認めます。
第6号議案は原案どおり町長に返戻することに決しました。

議長 続きまして、第7号議案、農地利用状況調査に伴う非農地の判断についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 第7号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 ただ今、第7号議案について事務局より詳しく説明がありました。終了しましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか、18番、高橋委員。

高橋（建）委員 内容については了としますが、添付書類の中に登記事項証明書の中で権利の中に根抵当があるのですが、それは外すとか何かしなければならぬと思いますがどうですかね。

議長 事務局答弁願います。

事務局

これにつきましては、抵当権を変えるとかそのようなものではなく、地目が農地でなくなるということです。ですから、例えば現時点でも税務上はこれを農地とした場合、通常農地とは見なされませんので、雑種地とかに課税されているものがあるかもしれません。あとは、抵当権を外して価値が変わるといふかにはなりません。

高橋（建）委員

要するに、本日の資料に載っている農地は、古い抵当権設定農地ですのでいいのですが、今後、新しい抵当権設定農地も出てくる場合もあると思います。それで、その辺は配慮が必要なのではないかと思うのですが。

事務局

わかりました。資料として出す場合はその辺は今後、気をつけていきたいと思えます。今回初めてなので手続き上、間違えないようにということで出しておりましたが、今後は余り知られたくないものについては見せないようにしたいと思います。

議長

そのほかございませんか。

（なしという声あり）

議長

なしということよろしいですか。

（はいという声あり）

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第7号議案について賛成の方の挙手を求めます。

（委員全員の挙手を確認）

議長

全員賛成と認めます。第7号議案、農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案のとおり、非農地と判断することに決定いたしました。

議長

続きまして、第8号議案、農業者年金加入推進活動謝礼金交付要領についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

第 8 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

ただいま 8 号議案について事務局より説明がございました。審議に入ります。質疑ございませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第 8 号議案、農業者年金加入推進活動謝礼金交付要領について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第 8 号議案は原案のとおり承認決定といたします。

議長

以上、第 1 号議案から第 8 号議案までの議事について終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第3回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成29年 月 日

会 長

署名委員 10番

署名委員 11番